

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 54 年 5 月に夫が自営業を始めた時、私の父から個人事業の心得や納税の方法及び老後の年金等の対応などを教えられ、適切に届をして実践してきた。

昭和 62 年 10 月に離婚して旧姓に戻った際、引き続き同じ納付書を使用するように市役所から言われ、63 年 1 月に A 市 B 地区へ引っ越す前に申立期間の国民年金保険料を納付書により納付した記憶がある。

申立期間の未納通知や督促状が来たことは無く、納付しているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が自営業を始めた時、申立人の父から個人事業の心得や納税の方法及び老後の年金等の対応などを教えられ、適切に届をして実践してきたと主張していることについて、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録を調べると、国民年金に加入すべき期間において未加入期間がないことから、適切に国民年金の加入の届がされていることが確認でき、また、初めて国民年金の加入手続をしたとする時期も、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の作成年月日と一致することから、申立内容の信憑性は高いと考えられる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無上、申立期間の直後の昭和 63 年度は 1 年間の国民年金保険料を 4 月に前納していることから、申立人の納付意識は高いものと考えられることから、申立期間が未納となっていることは不自然である。

加えて、前述の A 市が保管する申立人に係る被保険者名簿の保険料納付状況欄を調べると、昭和 62 年度は 1 年間で未納となっているが、社会保険庁のオンライン記録では昭和 62 年 4 月から同年 12 月までは現年度に納付されていることが確認でき、行政側の年金記録管理の不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、厚生年金保険に加入していた会社を退職時に、義父母から「年金は払っておかないと将来もらえなくなる」と言われました。私が会社を退職後に、義母が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて国民年金保険料を納付していました。未納となっているのは間違いだと思いますので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後における国民年金の資格取得手続を的確に行っており、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い。

また、申立期間中、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料を納税組合を通じて納付していたとする申立人の義母は、国民年金制度発足当初である昭和 36 年 4 月から 60 歳となる 48 年 2 月まで国民年金に加入し国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫も申立期間を含め未納は無いなど、申立人の義母の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金記号番号は昭和 54 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は、現年度納付できる期間であり、納税組合を通じて納めることができたことから、申立人の義母が申立期間の同保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年2月1日及び資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申 立 期 間 : 昭和35年9月から36年12月1日まで

私は、昭和35年9月にA社に入社した。同社はボイラーの製造設備会社で、私はボイラーの煙突の設置等をしていた。

当時の従業員は事務員の女性を含め9名で、全員正社員であった。当時、会社から健康保険証をもらって使用していたので、申立期間についても厚生年金保険に入っていたと思う。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で厚生年金保険に加入している申立人の複数の同僚と一緒に勤めたこと証言していることから、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間について申立人がA社に正社員として勤務していたと証言している同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人はこの同僚の後に続いて勤務する会社を異動し同保険に加入していたことが確認できることから、同社においても申立人は同保険に加入していたと考えることが自然である。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚に照会したところ、複数の同僚が入社と同時に厚生年金保険に加入したと証言しており、かつ、これら同僚の証言による同社の従業員数と社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者数がほぼ一致していることから、申立期間当時、同社においては従業員全員が厚生年金保険

に加入していたと認められる。

加えて、複数の同僚が証言している従業員数及び申立人が主張する入社当時の従業員と、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者数と照らし合わせると、申立人は、申立期間のうち昭和36年2月から同年11月まで同社に在籍していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち昭和36年2月から同年11月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和36年2月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、昭和35年度に入社した申立人と同世代の被保険者の標準報酬月額の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち昭和35年9月から36年1月までの期間については、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる被保険者数と、申立人の主張する入社時の従業員数に継続的な差異が認められ、在籍を推認できないこと、このほか、当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、20年8月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年3月までは30円、同年4月から同年7月までは50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月16日まで

私の年金加入状況をB社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、C県D市のA社に勤務し、ネジの製造作業などを行っていた。妹が昭和19年4月から学徒動員により、同社で働くことになり、私と姉も一緒に行くことになった。昭和20年8月、お盆のため、実家に帰郷していたところ終戦となり、その後、同社には戻らなかった。一緒に働いていた妹が同社において厚生年金保険の被保険者期間を有していることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名(旧姓。以下同じ。)及び生年月日は、戸籍では「E、昭和3年F月G日」となっているものの、申立人は、昭和21年に結婚するまでの間、様々な届出に当たっては、生年月日を「昭和3年F月H日」として記載していたと述べている。

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に申立人が申立事業所において勤務していたことは確認できないが、I社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を調べたところ、申立人の氏名と類似し(「J」)、かつ申立人が当時使用していたとする生年月日と1か月相違(「昭和3年K月H日」)している者(以下、「J」とい

う。)が、申立事業所において、昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人及び申立事業所に申立人とともに勤務していた妹は、申立期間において「J」と同一の氏名の者はいなかったと供述している。

また、「J」の厚生年金保険被保険者記録が収録されている厚生年金保険被保険者の記号番号は、基礎年金番号に統合されておらず、現在、当該年金記録は、該当者がいない記録となっている。

さらに、申立人は姉妹と一緒に申立事業所で勤務していたと述べていることから、前述の被保険者名簿を調べたところ、「J」と申立人の姉妹は昭和19年10月に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、「J」の名前で記録されている厚生年金保険の記録は申立人に係るものであると推認できる。

なお、「J」の記録については、前述の被保険者名簿に資格喪失日が記載されていないものの、申立人の妹の資格喪失日が昭和20年8月16日とされていること、申立人は妹と一緒に帰郷し、その後終戦となり申立事業所には戻らなかったとしていることから、妹の資格喪失日と同じく20年8月16日と推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立事業所において昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年8月16日に資格を喪失した旨の届出を事業主により社会保険事務所になされたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和19年10月から20年3月までは30円(第3級)、同年4月から同年7月までは50円(第5級)とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和49年10月21日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月21日から同年12月1日まで

私は、昭和45年8月25日からC社（47年6月A社と名称変更しており、現在はB社）に入社し、継続して勤務した後、55年4月14日に退職している。また、転勤及び出向等はなく、厚生年金保険の空白期間が存在することは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、申立事業所において、昭和45年8月25日に厚生年金保険の資格を取得し、49年10月21日に資格を喪失後、同年12月1日に再度資格取得しており、同年10月及び同年11月の被保険者記録が無い。

しかし、従業員名簿及び雇用保険の記録では昭和45年8月25日から55年4月14日までの期間について、継続して勤務していることが確認できる上、申立人と共に働き、同様に社員であった複数の同僚は、申立人が申立期間において、申立事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったこと、並びに、申立期間は、申立人と所属部署及び仕事内容も同じであったことを供述しているところ、当該複数の同僚はいずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書及び同資格取得通知書により、申立事業所は申立人の資格喪失日を昭和49年10月21日、資格取得日を同年12月1日として社会保険事務所に届出を行ったことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 47 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 47 年 5 月まで

私の国民年金保険料については両親が納めていたということを聞いていた。父親は亡くなっていて、母親は認知症であり、35 年ほど前のことなのではっきりは分からないが、確実に納めていたので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を両親が納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の記録上、申立期間は国民年金に加入していない「未加入」の期間となっている。また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 5 月に A 町に払い出されていることが確認できることから、申立人が最初に国民年金の加入手続を行ったのは、49 年 1 月に結婚により A 町に移った後の同年 5 月ごろであったと認められる。国民年金保険料は納付期限を 2 年経過すると制度上時効により納付できなくなるため、49 年 5 月ごろに A 町で国民年金の加入手続が行われた時点で、申立期間の国民年金保険料の大部分は既に時効により納付できないものとなっている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録（コンピュータで管理されている年金の記録）の中に、申立人の国民年金の記録として統合されていない別の記録が無いかについて、申立人の名前のほか、申立人の旧姓と音訓別読みの名前の被保険者の記録を調査したが、生年月日、住所が異なるため、申立人とうかがわれる記録は無かった。

加えて、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、1 番から順番に払い出されている「国民年金手帳記号番号」、「被保険者氏名」及び払い出した先の市町村名が記載されているため、この払出簿を、昭

和 41 年 1 月までさかのぼり、申立人に結婚前の申立期間当時住んでいた B 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは無かったか確認したが、被保険者氏名、生年月日、住所のいずれかが異なることから、申立人と認められる記録は無かった。

なお、申立人には申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、申立人本人は国民年金の加入手続及び同保険料の納付に関与していないため、それらの状況の詳細は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月及び同年 10 月、41 年 9 月から 42 年 3 月までの期間、及び 55 年 11 月から 56 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月まで
③ 昭和 55 年 11 月から 56 年 9 月まで

私の年金記録について社会保険事務所に照会したところ、国民年金と厚生年金保険を合わせて 45 年 2 か月 (542 か月) 加入していたと考えていた被保険者期間が、37 年 5 か月 (449 か月) との回答があった。

この回答に納得がいかず、社会保険事務所に年金記録の調査を依頼したところ、統合されていなかった 65 か月分の厚生年金保険被保険者期間が平成 19 年にみつきり、国民年金と厚生年金保険を合わせて 42 年 11 か月 (515 か月) の被保険者期間となったが、申立期間①、②及び③の期間が、国民年金に未加入であったとして取り扱われているので、申立期間①、②及び③を国民年金の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 5 月に払い出されたことが確認できる上、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿は同年 5 月 12 日に新規に作成されていることが確認でき、加えて、社会保険庁の管理するオンライン記録により氏名検索を行ってみても、これ以前に別の同手帳記号番号が払い出された形跡、別の同被保険者名簿が作成された形跡はうかがえない。

また、申立内容によれば、申立期間①、②及び③については国民年金加入手続、国民年金保険料の納付を申立人自身が行っているが、同保険料の額、納付時期、納付方法に関して「全く憶えていない」としているところ、申立

人への聴取による供述によれば、i) 昭和 50 年 2 月までは申立人の父が申立人に係る同保険料を納付していたと述べていること、ii) 初めて同保険料を納付した時期について、申立人の父が 50 年に死去する 6 年前に、「父が自身の退職金を用いて私の国民年金保険料一年分を市役所に納めてくれたと聞いている」と述べていること、iii) 申立期間①及び②に関しては国民年金に加入していなかったかもしれないと述べていること等、申立内容と申立人の供述内容には齟齬^{そご}が見受けられる。

なお、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、このほかに申立人が申立期間①、②及び③の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで

私は昭和 54 年 9 月に A 社を退職後、B 市へ住所を移動し、転入の手続をした際に、同市保険年金課で国民健康保険及び国民年金への加入の手続をした。

昭和 54 年 10 月から次の会社に勤務する 55 年 4 月までの 6 か月間は就学期間半年の C 市内の経理学校へ自宅から通っており、当時は学生であった。社会保険庁の記録では申立期間が国民年金の未加入期間となっているが、国民年金保険料を自分で納付したと記憶している。納付の時期が定かではないうえ、国民健康保険税だったかどうかは自分では分からないので、確認のため調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や預金通帳の関連資料は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付方法、納付場所、保険料額などについての記憶が無く、当時の同保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外は厚生年金保険の被保険者であり、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿、B 市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録を調査した結果、いずれについても申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、申立人が国民年金の被保険者資格を取得しているとは考え難く、このことを前提とすると、申立人は国民年金保険料を納付することはできない。

なお、B市が保管している国民健康保険被保険者台帳によれば、申立人が昭和55年3月に国民健康保険の加入手続を行っていることが確認でき、申立人が国民年金保険料を納付したとする記憶は国民健康保険税の納付であったと推測することができる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月

私は、平成6年3月30日付でA村立B小学校を退職し、同年4月1日付でC村立D小学校に転勤が決まった。学校の事務員から「3月31日に厚生年金保険の資格を喪失するため、3月分は国民年金保険料を納付しなければならない」という説明を受け、私は、平成6年3月31日にA村役場の窓口で、年金手帳は受け取っていないが、同保険料を納付したので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、ほかに申立期間の同保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出しは平成7年5月と推認され、A村役場が保管している国民年金被保険者名簿には、同年3月31日に新規に国民年金被保険者の資格を取得し、同年3月以降の国民年金保険料を納付している状況が確認でき、オンライン記録と同名簿には齟齬がみられず、加えて、社会保険庁のオンライン記録により申立人に係る複数の氏名検索を行っても、同年4月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、平成6年3月31日にA村役場において年金手帳は受け取っていないと主張しているところ、申立人は同日、同役場の住民生活課において住民異動の転出届を行っており、申立人が同役場に出向いたことは推認できるが、同役場の当時の職員は「住民生活課の窓口で国民年金保険料を納付した場合、新規の国民年金被保険者に対しては年金手帳を即日交付していた」と証言していることから、申立人の主張には整合性が認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から同年 9 月まで

私は、A社に社長や従業員の送迎や建築資材の現場への搬送の運転手として、昭和 42 年 7 月に入社して同年 9 月まで勤務した。

入社する時には妻子がいたので、会社に厚生年金保険と健康保険の加入をお願いした。給与から厚生年金保険料が控除されていたかは記憶に無く、また、申立期間に健康保険による診療を受けた記憶も無いが、白い健康保険証が交付された記憶がある。

弟は私の口利きで同社へ昭和 42 年 9 月に入社して、同月から厚生年金保険に加入しているのに、2 か月前に入社した私が厚生年金保険に加入していないのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

また、同社の元経営者に、申立人の厚生年金保険の加入状況について調査した結果、関係書類は会社が破産した後に廃棄されていることから、確認することができなかった。

さらに、同社の元関係者に聴取した結果、従業員への厚生年金保険の加入の取扱いについては、i) 大工等の職人と作業員で相違していた、ii) 作業員については、長期勤務が見込まれるか否か等により、加入させるか否かを決めていた、iii) 申立人については、臨時の作業員として雇用し、加入の取扱いはしなかった、と証言している。

加えて、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月10日から26年5月1日
② 昭和28年2月28日から同年3月30日まで

私は、昭和24年3月に中学校を卒業してA郡B村（現在は、C市。）にあったD工場に就職した。

仕事は、山から掘り出した石灰石を粉にして袋詰めし、製品を鉄道の貨車で送り出すまでの作業だった。家から歩いて7分ぐらいの所に工場があり、1日7時間働いた。

昭和34年に自動車の運転免許を取りたいと思い、石灰石をトラック輸送していたE社に転職したが、それまでは一貫してD工場に勤務しており、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②について、申立人は継続してD工場に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管するF社（社会保険庁の記録では、F社という。）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べると、申立人は、昭和26年5月1日に資格取得していることが確認でき、28年2月28日に資格喪失し、同年3月30日に再び資格取得していることが確認できるほか、当該記録に不自然な点は見当たらず、また、申立期間の①及び②において健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立期間の②について、G社H支店から提出があった当時のF社に係る「健康保険被保険者資格喪失届」には、申立人が昭和28年2月28日に退職により資格喪失した記録が確認できる上、I県民生労働部保険課長がF社に交付した「健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書」には、申立人が同年3月30日付けでF社において厚生年金保険の資格を取得したことが確認で

きる。

さらに、申立期間の①及び②について、当時の同僚と思われる元従業員数名に申立人の勤務期間等について調査を実施したが、申立人の当該事業所における勤務実態は確認できなかった。

なお、申立人が申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 6 日から 17 年 4 月 15 日まで

私はA社B支部へ平成 16 年 5 月から勤務し、同年 9 月 6 日に労働条件が変更となり、社会保険に加入することになったため、同社B支部へ手続の届をした。しかし、同社B支部から社会保険の加入手続をしている同社本部の総務部へ届出がすぐに送付されなかったため、同年 11 月の給与から健康保険料は控除されることとなったが、なぜか厚生年金保険料は控除されなかった。私は、17 年 4 月 16 日から同社C支部へ勤務することとなり、改めて労働契約を締結し、同日から社会保険に加入した。

申立期間について、厚生年金保険料が控除されていないことはA社B支部の手続ミスによるものであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本部から提出のあった申立人に係る給料明細書から、申立人は申立期間について継続して勤務し、申立期間のうち平成16年11月から17年3月までの給与からは健康保険料が控除されているが、申立期間について厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、A社本部に係る被保険者を調べたところ、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 20 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月に大学を卒業し、4 月から A 市にある B 社に勤務したが、40 年 6 月末ごろに結婚などの事情から父親が経営する飼料等の販売会社に入社するため同社を退社した。厚生年金保険の加入記録は 39 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 20 日までの期間となっているが、同年 6 月まで勤務していた記憶があるので、申立期間の①について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間の②については、B 社を昭和 40 年 6 月末ごろに退社して、間を空けずに私の父親が経営する C 社に入社した。今は社長としてこの会社を経営しており、当時の資料は残っていないが、当初から正社員として働き、厚生年金保険に加入していないことは考えられないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、B 社は「申立人が昭和 40 年 3 月 20 日付けで退職している」としており、同社から提出された 40 年 3 月 22 日付けの社報第 211 号には申立人が同年 3 月 20 日付けで同社 A 工場を「依願解傭」となったとの記載がある。また、同社に 40 年 4 月に入社した複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできず、さらに戸籍の附票から申立人は 40 年 4 月 1 日に同社には通勤できない D 町に住所を定めたことが確認できる。

申立期間の②について、当時 C 社で厚生年金保険に加入した記録のある同僚に照会したところ、複数の同僚が、申立人は申立人の父が経営していた同

社に入社し、しばらくして専務になったと証言しているものの、申立人の入社時期について記憶している者がいないため、申立人が同社に入社した時期を特定することができない。また、同社には申立人の入社時期を確認できる資料等は保管されておらず、申立期間の②における申立人の勤務実態等及び厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月31日から29年1月17日まで

私は、A社B工場に昭和22年6月1日から40年3月31日まで継続して勤務していたが、私の年金加入記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険に未加入だったことが判明した。私は、申立事業所において、見習いから始め、技術を習得するために仕事をしてきたのだから、途中で辞めるはずがない。

厚生年金保険に加入していた事実を確認できる資料等はないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は申立期間、申立事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票を調べたところ、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格は、昭和22年6月1日に取得し、25年3月31日に喪失した後、29年1月18日に再度取得し、40年4月1日に喪失していることが確認でき、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。また、申立人の申立事業所における雇用保険の被保険者期間は、29年1月8日から40年4月1日までの期間となっており、申立期間についての加入記録は確認できない。

さらに、申立事業所は昭和46年3月2日に全喪しており、申立事業所に対する調査はできない上、申立期間当時の事業主及び経理会計担当者は既に死亡していることから、後任の事業主に対し、当時の厚生年金保険の加入状況

及び申立人の勤務実態について文書で問い合わせたところ、「当時の事務員は死亡しており、資料等も無いためわからない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

加えて、申立事業所に一緒に勤務したと思われる同僚は、「申立人と一緒に勤務していたが、厚生年金保険の加入状況はわからない。」と述べており、また、申立事業所において、厚生年金保険の被保険者資格の得喪を複数回繰り返していた者に対して電話で聴取しても、有効な証言は得られなかった。

なお、前述の名簿を調べたところ申立期間以前に 26 人いた厚生年金保険被保険者のうち、申立人を含めた 18 人が、昭和 25 年 3 月 31 日に同保険の被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 48 年 2 月まで

私の年金加入状況を A 社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、B 社に勤務しており、同僚として C、D などがいたと記憶している。申立期間において、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、時期は特定できないものの申立人が申立事業所において勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、申立期間中に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない。

さらに、申立人の同僚は「私の夫も申立事業所に勤務していたものの常勤ではなかったため、厚生年金保険ではなく国民年金に加入していた」と述べていることから、申立事業所では、従業員を必ずしも一律に厚生年金保険の被保険者として取り扱っていなかった状況がうかがわれる。

加えて、申立事業所は、昭和 56 年 12 月 21 日に適用事業所では無くなっており、申立人の申立期間に係る人事記録、賃金台帳など申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険等の加入状況を確認できる関連資料の提出を当時の代表者に求めたが、記録は保存されておらず、申立人に係る勤務状況

や厚生年金保険等の加入状況の実態を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 54 年 2 月まで

私の厚生年金保険の加入期間について、A社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間については、B社において厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された申立人に係る雇用通知書により、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立事業所に対し、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる賃金台帳の保管状況を照会したところ、昭和 52 年 12 月から 53 年 12 月までのものは破棄されているものの、54 年 1 月及び同年 2 月のものは保管されており、当該賃金台帳によれば、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、それ以前の申立期間である 52 年 12 月から 53 年 12 月においても申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが推認できる。

また、A社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の資格取得日は、昭和 54 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、社会保険庁が管理している申立人に係るオンライン記録によれば、申立人は申立期間において、国民年金保険料を納付していないものの、国民年金に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 12 日から同年 6 月 8 日まで
② 昭和 36 年 3 月 30 日から同年 6 月 17 日まで

私は、船員保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間についてA社の船員保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間については、Bに乗船していた時の船員手帳を所持しているので船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①及び②について、船員手帳及び同僚の証言から、申立人がA社所有の船舶において乗船していたことは確認できるものの、申立人が、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る船員保険被保険者名簿を調べたところ、申立期間に船員保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人が申立期間に被保険者となった形跡は見当たらない。

申立期間①について、申立事業所の関係者及び同僚の証言から、申立人が水産高校に在学中の期間も含まれることから、当時、申立人が申立事業所の船員保険の適用を受ける者でなかったことが推認される。

申立期間②について、申立人がBに乗船していたと主張している同僚の船員手帳も、申立人と同様に昭和36年3月30日雇入であるが、申立期間に係る船員保険の加入記録はない。

このほか、申立期間に係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 2 月 15 日まで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっているとのことであったが、私は退職後社会保険事務所に行ったことも無く、脱退手当金を受取っていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 23 年 4 月 6 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。